

身体的拘束等適正化のための指針

グループホームほっかぽか

身体的拘束等適正化のための指針 目次

1	理念	3
2	根拠となる法律と身体拘束の例	3
3	身体拘束等の適正化のための基本指針	3
	(1) 身体拘束適正化委員会の設置	3
	(2) 研修の実施	4
	(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	4
4	指針の閲覧について	5

1 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

2 根拠となる法律と身体拘束の例

障害者虐待防止法の第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待であると定義され、障害者福祉施設従事者等による正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとされています。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当します。

- ・ 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

3 身体拘束等の適正化のための基本指針

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催する。尚、当該委員会は「虐待防止委員会」と同時に開催できるものとする。

① 設置目的

- ・ 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除を検討する。
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

② 委員会の構成員

	役職
委員長	事業部長
副委員長	サービス管理責任者
委員	1. 世話人・生活支援員（常勤職員） 2. 本社職員（請求事務担当）

(2) 研修の実施

- ・ 管理者およびサービス管理責任者は外部研修を受講する。
- ・ 職員に対し定期的な研修（年1回以上）を実施する。
- ・ 職員の新規採用時には採用後1ヶ月以内に研修を実施する。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

① 身体拘束適正化委員会での協議

事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の3要件について身体拘束適正化検討委員会にて検討した上で実施するものとする。またその際、管理者、身体拘束適正化担当者を含む複数の職員により検討する。なお当該検討の際には、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束等を行わないよう、慎重に判断するよう留意する。

要件	具体的内容
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合、身体拘束等を行うことにより利用者本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認すること。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。非代替性を判断する場合、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認すること。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合、利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

② 事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・ 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・ 事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・ クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

③ 個別支援計画への記載及び障害者・家族への十分な説明について

身体拘束等を行う場合には、当該利用者の個別支援計画に身体拘束等の様態および時間、緊急やむを得ない理由を記載することとする。また、当該個別支援計画について、適宜利用者本人や家族に十分に説明を行い、了解を得ることとする。ただし、予見できない突発的な事情等により、上記によらず身体拘束等を行った場合には、事後速やかに利用者本人や家族への説明を行い、説明日時、説明者、相手方、説明内容等を記録することとする。

④ 必要な事項の記録及びその保管について

身体拘束等を行った場合には、専用様式にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、サービス提供した日から5年間保管することとする。

⑤ 身体拘束の継続と解除

- ・ 身体拘束を行っている間は日々経過観察を行い業務日誌へ詳細に記録する。
- ・ 身体拘束適正化委員会において日々協議し、継続が解除かの検討を行う。
- ・ 検討の結果、解除決定の場合は速やかに身体拘束を解除し、即日ご家族へ身体拘束の解除について説明し同意を得る。

4 指針の閲覧について

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、職員や利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにします。

付則 令和 4年 10月 1日より施行する